

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者の投票について

新型コロナウイルス感染症で自宅療養されている方は、外出自粛要請期間中に郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）により、選挙権を行使することができます。

なお、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、マスクの着用など、自主的な感染予防対策を徹底いただくことを前提に、投票所において投票することは、必要最小限の外出として差し支えないとされています。

1 特例郵便等投票の対象となる方

投票用紙等の請求時点（下記4のステップ2時点）において、外出自粛要請期間が、選挙の公示（告示）の日の翌日から選挙期日までの期間にかかると見込まれる方

2 投票できる期間

選挙の公示（告示）の日の翌日から選挙期日前日まで

※市区町選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

3 投票する場所

宿泊療養施設の自室内

4 投票手続

ステップ1（投票用紙請求の事前連絡） ※公示（告示）前から手続き可能です

お住まいの市区町選挙管理委員会（選挙人名簿に登録されている必要があります）あて、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。宿泊療養施設あてに「投票用紙の請求書等」が送付されます。

ステップ2（投票用紙等の請求） ※公示（告示）前から手続き可能ですが、請求は期日4日前の17時必着です

選挙管理委員会から送致された投票用紙の請求書等を施設スタッフから受け取り、

①請求書に必要事項を記載し、

②保健所等から交付された就業制限通知書を添付し、

※保健所等から文書が交付されていない場合や、医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認し、健康フォローアップセンター等に登録した場合など、添付ができない場合は、その理由を請求書に付記する

③これらを送致用封筒に封入し、更にファスナー付の透明ケース等に封入して、施設スタッフにポストへの投函を依頼してください。

ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から送致された投票用紙等を施設スタッフから受け取り、

①投票用紙に候補者名を記入し、

②投票用紙を内封筒に入れて封をし、

③内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（施設の所在地・名称）を記入し、氏名欄に署名をしてください。

④外封筒を送致用封筒に入れて封をします。（選挙の種類ごとに①～④を繰り返す）

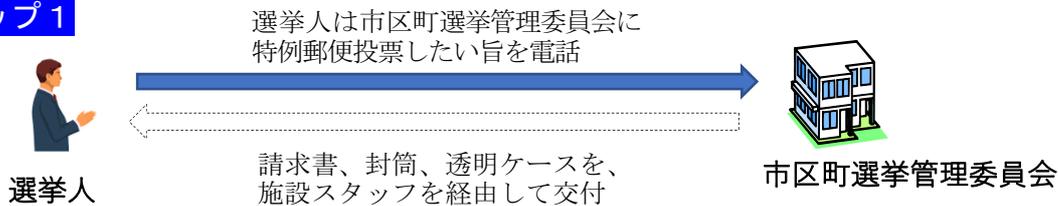
- ⑤送致用封筒をファスナー付の透明ケース等に封入して、施設スタッフにポストへの投函を依頼してください。

5 投票に当たっての注意事項

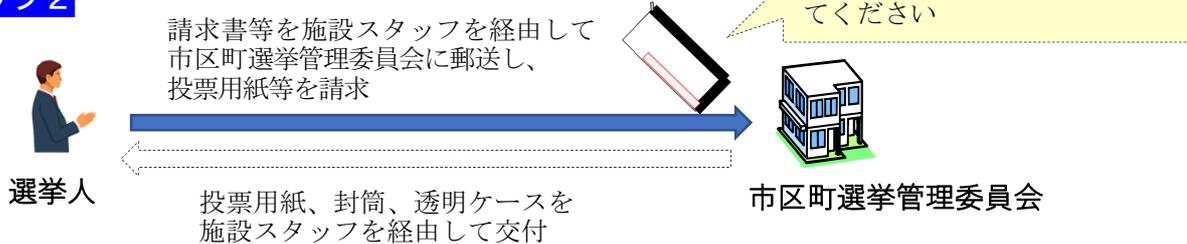
- (1) 投票用紙への記入時は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用してください。また、透明ケース等の表面を消毒してから投函してください。
- (2) ステップ1の事前連絡をせずに、ご自身でホームページから、請求書と市区町選管の宛名ラベルを入手して請求することもできます。その場合、郵送に必要な封筒や透明ケース等はご自身でご用意ください。
- (3) 特例郵便等投票制度は、郵便等を利用した投票方法になりますので、一連の手続きに日数がかかるため、ステップ1の事前連絡は早めに行ってください。
 なお、投票用紙等の交付後、外出自粛要請終了後に特例郵便等投票制度によらず、投票所や期日前投票所で投票しようとする場合には、投票用紙等を返還する必要があります。
- (4) 郵送経費は選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。
- (5) その他不明なことは、兵庫県選挙管理委員会またはお住まいの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。(別添問い合わせ先一覧をご参照ください)

【参考：特例郵便等投票のイメージ】

ステップ1



ステップ2



ステップ3

